

お知らせ掲示板

くらし

市営住宅の定期募集

☎12月16日(水)(入居予定日) 対 既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)

【募集案内配布】

☎10月21日(水)～11月4日(水)(土日は開館施設のみ) 時 午前9時～午後5時 場 市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所およびまちづくりセンター(市庁舎を除く)、市ホームページ

【申込】

☎10月26日(月)～11月4日(水) 申 11月4日(消印有効)までに郵送で〒860-0808市営住宅管理センターへ

【抽せん会】

☎11月18日(水)・19日(木) ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため立会人のみ参加

【二次募集】

☎11月24日(火)～30日(月)(土日は除く) 時 午前9時～午後5時 場 市営住宅管理センター(市庁舎9階) 対 一次で申し込みがなかった既存団地の空室(先着順)

【共通】 ☎中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

(市営住宅課 ☎328-2461)

市営墓地を貸し付けます

【募集する墓地名】桃尾墓園(東区戸島町)

【募集数・使用料】

種別	募集数	永代使用料
芝生墓地	293	60万円

☎市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方 申 来年3月31日までに健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へ(土日祝を除く)

※募集要項は上記申込場所、秋津・東部・花園・飽田・南部・北部まちづくりセンター、大江交流室、墓地管理事務所で配布。

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

「熊本市市税納付案内センター」市税の電話納付案内

市税の未納者を対象に、電話による納付案内を行っています。事情により納付が困難な場合は、納税課へ相談ください。

対象者	督促状発送者
時間帯	午前9時～午後8時
対象年度	令和2年度(2020年度)
対象税目	市県民税(普通徴収) 固定資産税、軽自動車税

(納税課 ☎328-2204)

酒類の手持品課税(戻税)を実施します

☎10月1日に酒税率が改正されることに伴い、手持品課税(戻税)を実施します 対 次の①または②に該当する方
①引上対象酒類(「新ジャンル」および「果実酒(その他の発泡性酒類を除く)」を1,800L以上所持している方
②新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方

詳しくは、熊本西税務署酒類指導官(☎355-1181)へ。

国税庁動画チャンネル▶

※YouTubeで説明動画を公開中です。(市民税課 ☎328-2181)



公的年金等を受給している方で65歳になられた方へ(納付方法変更)

公的年金等を受給している方で、平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日の間に満65歳になった方(昭和29年4月3日～昭和30年4月2日生まれの方)は、10月から市県民税の納付方法が変わり、これまでの普通徴収(納付書または口座振替による納付)から公的年金等からの特別徴収(天引き)へと変更になります。【対象となる方(令和2年(2020年)4月1日現在)】

公的年金等を年間18万円以上受給している方で市県民税が課税となる方/公的年金等から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市県民税額よりも多い方 ※収入や控除の状況により、公的年金等からの特別徴収の対象にならない場合があります。※公的年金等の収入以外に、給与などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「個人市県民税」は、同じ税金です。

詳しくは、市民税課へ。

(市民税課 ☎328-2181)

飲酒運転は絶対にやめましょう

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転がいまだに後を絶ちません。飲酒は少量でも脳の機能をまひさせ、速度超過や判断ミスなどの危険運転につながります。飲酒運転は、運転者本人や車・お酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族、自分の家族の人生を大きく狂わせませす。一人ひとりが「絶対に飲酒運転をしない」という意識を持つとともに、「飲酒先に車両を持ち込まない」「同席者や家族同士でお互いに注意し合う」等を励行し、飲酒運転防止に努めましょう。

【飲酒運転をなくすための3つの約束】

- ①お酒を飲んだら運転しない
- ②運転する人にはお酒を飲ませない
- ③お酒を飲んだ人には運転させない(生活安全課 ☎328-2397)

10月11日は「安全・安心なまちづくりの日」

地域社会の安全安心を守るために、毎年10月11日～20日を「全国地域安全運動」、10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めています。

近年の刑法犯の認知件数は減少している一方で、子どもや女性が被害者となるわいせつ行為やのぞき、窃盗事件などが多く発生しています。また、オレオレ詐欺などの「電話で『お金』詐欺」についても、いまだに後を絶ちません。

あいさつや散歩時のパトロールなどちょっとした行動でもこのような犯罪を未然に防ぐことができます。

犯罪や事故を防止するため、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。(生活安全課 ☎328-2397)

「お試し」のつもりが定期購入に!?

「初回90%OFF」「初回10円」などの1回目の商品を低価格で購入できる広告を見て、「お試し」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、実際は複数回の定期購入が条件だったというトラブルが増えています。

【トラブルの要点】

- ・通信販売ではクーリング・オフ制度がなく、業者の販売規約に基づきます。「定期購入とは知らなかった。」▶

などの理由で解約したくても、「最低購入回数まで解約できない。」と断られるケースが多くあります。

- ・2回目以降は最低購入回数までの商品がまとめて届き、支払い額が高額になることがあります。
- ・「いつでも解約可能」となっているも、解約の電話が繋がらないという相談も寄せられています。

▶トラブル防止のポイント

・広告ページや申し込みの最終確認画面等で、定期購入などの条件や支払い総額などの契約内容、解約・返品の内容などをしっかり確認し、画面のスクリーンショット等で記録に残しましょう。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わず消費者センター(平日午前9時～午後5時)へ。

(消費者センター ☎353-2500)



「ハロウィンジャンボ宝くじ」等の発売について

☎9月23日(水)～10月20日(火) ※抽せん日:10月27日 場 全国の宝くじ売り場 費 1枚 300円 内 当せん金 1等3億円、1等の前後賞各1億円、2等500万円。ハロウィンジャンボミニ(1等賞金1,000万円)も同時発売。詳しくは、宝くじ売り場または宝くじ公式サイトへ

ぜひ県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

(財政課 ☎328-2085)

10月は食品ロス削減月間

本市では、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」が約3万7千トン発生しています。10月は食品ロス削減月間です。①～④を実践し、食品ロスを削減しましょう。

- ①食材を買い過ぎない
- ②料理を作り過ぎない
- ③食べ物を食べ残さない
- ④余りもので作るエコレシピにチャレンジ

エコレシピについてはこちら▶

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)



消防車や救急車の緊急通行にご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など緊急の用務を行うため、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

道路交通法では、

- ・緊急通行時にはサイレンを鳴らすこと
 - ・赤色の警光灯を点灯すること
- などが決められています。

そのため、交通量の少ない道路や時間帯でも、サイレンを吹鳴し、赤色警光灯を点灯して、要請のあった場所まで向かいます。近隣住民の皆さんにはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、自動車などの運転中に緊急自動車接近してきた場合は、進路を譲るなど、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。

(消防局情報司令課 ☎363-7137)



くらしの中の人権 83

障がいのある人と人権

私たちが暮らす熊本市には、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など約4万6千人の障がいのある方々が暮らしています。

障がいがあってもなくても誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っていますが、障がいのある人に対し、社会参加をさまたげる障壁や差別がまだまだ残っています。

障がいを理由とする差別を解消することを目的に、平成28年(2016年)に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、民間事業者や行政機関などが、障がいを理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供などの取り組みを行うことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいがあってもなくても住み良い社会づくりをすすめるためには、すべての人の人権についての十分な理解と配慮が必要になります。

障がいのある人の人権がすべての人にとって重要であることを認識し、誰もが暮らしやすい社会をつくりましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)

委員・募集

熊本市医療安全推進協議会

「医療安全相談窓口」の運営方針や相談事例の検証・助言、その他医療安全対策推進のために必要な事項などを協議する委員。

任期 委嘱日から2年間

対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方で、医療を受ける立場からの発言や提言ができる方

定員 2人(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは医療政策課(☎364-3186)へ。